

別記様式(第6関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会(水道事業)		
開催日	令和6年8月6日(火)		
開催時間	午前9時30分開会・午前11時30分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 酒巻 貞夫 副会長 袈裟丸 大		
出席者(委員)氏名(出席者数)	酒巻貞夫(会長)、袈裟丸大(副会長)、太田 博、大瀧 諭、永野和美、山田和幸、山下泰明、大澤理恵、高橋淳一、間中恵子(10名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 中根治人 参事兼経營業務課長 伊藤正一 水道課副参事 大網岳志 経營業務課副参事 矢澤恭子 経營業務課主査 近山恭子 経營業務課主任 神成洪作	上下水道部副部长 大堀勝彦 水道課長 山崎真也 水道課副課長 横田秀之 経營業務課主幹 原健太郎 経營業務課主査 金子淳子 経營業務課主事 岡野美香	
傍聴の可否(傍聴者数)	傍聴可(傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第) 1 開会 2 前回の議事録について 3 質問書について 4 議題(1)料金体系等の検討について ① 第3回での説明事項 ② 財政収支見通しについて ③ 改定方針(案)について 5 その他 6 閉会		
	(決定事項など) 次第に沿って事務局が説明を行う。 ◆次第2前回の会議録について、用意が整い次第、市ホームページ(上下水道)にて公開及び書面は市政情報コーナー(市役所、両支所)に掲載予定である旨を報告する。 ◆次第3質問書について、資料2「委員からの質問書」を用いて回答内容を報告する。 ◆次第4議題(1)①「第3回での説明事項」資料3 改定率をどのように料金体系に落とし込むか、3案の再確認について、説明する。		

◆次第4議題（1）②「財政収支見通しについて」資料3

県水値上げの予定や令和5年度決算（速報値）に基づいた財政シミュレーションを行った結果について、説明する。

財政シミュレーションの結果（概要）は以下のとおり。

- ・令和7年度における単年度収支の赤字は回避できるが、令和8年度以降は赤字に転じる見込み。
- ・料金改定時期は令和8年4月とし、改定率は計画期間の最終年度である令和9年度において経営上の3つの目標（①純利益計上、②料金回収率100%以上、③内部留保資金が給水収益の半年分以上）を達成できる数値として、23%を暫定とする。

料金の改定時期は、令和8年4月で妥当と判断される。

料金改定率は、23%でやむを得ないと判断される。

◆次第4議題（1）③「改定方針（案）について」資料3

改定率をどのように3案の料金体系に落とし込むか、改めて提示し、3案それぞれについて、実際の使用状況における増加額や増加率、影響、効果などについて、説明する。

改定方針（案）は、委員の多数決の結果、A案（基本料金、従量料金を一律1.23倍した場合の改定案）が妥当と判断される。

【議題に対しての審議委員からの質問、意見】

◆次第4議題（1）①「第3回での説明事項」資料3

○特に意見はなく、委員の理解をいただいた。

◆次第4議題（1）②「財政収支見通しについて」資料3

○資料3の7ページ、財政収支見通しの中で、青の収益的収入と赤の収益的支出の棒グラフの差が、右の縦軸の純利益・純損失とリンクしているのは理解できるが、8ページの青の資本的収入と赤の資本的支出の棒グラフと、折れ線グラフとの関係がリンクしているか分からない。青の資本的収入と赤の資本的支出の棒グラフに関連してもう一つ数字があり、その結果、内部留保資金という折れ線グラフになっていると思う。この間の数字が、何かが分からないと右肩下がりだったものが、11ページのように右肩上がりに改善されていくという説明が分かりにくいので、再度、説明いただきたい。

→8ページと11ページの差は、値上げにより当期純利益が生み出され、それが翌年度の内部留保資金になり、投資の財源になるものである。（事務局）

→それは分かるが、例えば、8ページの2015年の青の資本的収入は約3億円で赤の資本的支出は約10億円であり、その差額と折れ線グラフの数字はどういう関係か。収益的収支のグラフは、青の収益的収入から赤の収益的支出を引くと、純利益・純損失の折れ線グラフと数字が合う。ところが、資本的収支の方は、そこが合わない。ということは、差額を補てんする数字があると思われる。（委員）

→資本的収支について、青の資本的収入の棒グラフは、建設工事をする際の企業債などの収入である。赤の資本的支出の棒グラフは、建設工事の費用とこれまで借りてきた企業債の返済である。公営企業の会計上、収入が少なく、支出が

多い建設工事の支出においては、これが一般的な姿となる。この部分の差については、もちろん支払う必要があり、これまで生み出した利益を積み立てたものと、減価償却費は現金支出がなく内部に蓄積されるため、内部に蓄積された資金でもって、この差分を補てんしていくことについて、まず一つ理解を深めていただきたい。(事務局)

→例えば8ページ、令和4年度は内部留保資金が約14億円である。令和5年度は結果として約16億円となり、約2億円増える形となる。7ページの令和5年度の収益的収支は、純利益が1億7,000万円ほどである。なお、令和5年度から企業債の借入割合を従来、事業費の20%だったものを30%に増やしている。こういったことから現金を多く持ち、これがそのまま内部留保資金となる。令和4年度から令和5年度にかけて内部留保資金が増える形になったが、増えた理由は、純利益の計上と、企業債の借入割合を増やして借り入れたことで、その分、現金に余裕ができたので、内部留保資金が増えたという形になる。令和6年度以降も事業計画を実施していくので、その分を内部留保資金で補てんしていくという形になるが、収益的収支では、純利益が減少していくような形になるので、内部留保資金は貯まらずにどんどん少なくなっていくような形になる。この点、内部留保資金の状況を表すグラフも明記すれば分かりやすかったと思う。(事務局)

→グラフに表すときは、棒グラフと折れ線グラフはリンクした形で読み取れるようにしてもらいたいと思う。(委員)

→検討課題として、事務局の方で対応していただければと思う。(委員)

○資料3の9ページ、目標達成度の状況ということで、改定率は結果として23%という話があった。内訳は、16%が今後行っていく施策の中で必要な経費の分、それから県水の値上げに伴う分が7%で、合計が23%ということで間違いはないか。なぜこれまで改定率20%の議論を進めてきたのか、そこを知りたい。

→第2回の審議会の際に議論されたと思うが、最低限の改定率17%であることを一つの案として提案した。もう一つ、動力費の上昇や物価高騰などの動向もあり、事業費に高騰の影響があったとしても事業維持に余裕を持った20%という案も提示した。第2回審議会の中で決をとり、余裕を持った20%ということで決まったことから、最低限の値上げとして17%、それに3%増やした20%で議論が進められてきたというところである。(事務局)

→差額の3%分は単年度ではなく、例えば、3年とか5年とかの期間も含めるという意味で考慮されたということか。(委員)

→料金算定期間を令和7～9年度と捉え、その3年間で余裕を持って3%増やした形となる。(事務局)

○収益的収支の費用について、物件費や人件費の変動はどんな根拠に基づいて見積もりをしているか。回答は、コンサル会社の方が分かりやすいか。

→物価の方は消費者物価指数、人件費の方は国家公務員の人事院勧告を参考とした。(コンサル会社)

→それは毎年積算されるのか。(委員)

→過去5年の事業費の傾向を見てそれと同じように、傾向が続いたらという前提で積算している。(コンサル会社)

○資料3の9ページ、目標達成度の状況の中で、目標3の内部留保金が給水収益の半年分以上と書いてあるが、この根拠は、例えば水道法で、これくらいの内部留

保金が必要だとか、何か具体的な根拠があって半年分以上という目標を掲げたのか。

→半年分の根拠は、水道法に記述されていない。水道や企業会計に関する様々な文献が出ているが、その中で内部留保資金については、給水収益の1年分や半年分という一つの例示があり、東日本大震災の際に復旧まで「最大6ヶ月かかった」という事例もあったことから、その間、給水収益が得られないことを考慮し、半年分を一つの目安とした。(事務局)

◆次第4議題(1)③「改定方針(案)について」資料3

○資料3の14ページ、表の101m³以上の単価は245円となっていて、パーセンテージが22.5%である。他のところを見ると多くが23.いくつとなっていて、ここだけが特段に低いのは、逆に言えば、多く使えば使うほど安いという考え方になる。これは政治的にどうなのかなということ、教えていただきたい。

→そのような意図は全くない。101m³以上の現行料金は200円である。こちらに1.23を乗じた場合が246円であるが、5円単位とするため若干切り下げて245円と設定し、割り戻すと22.5%という記述になっている。調整なし等の記述は誤りであり、訂正をさせていただければと思う。(事務局)

○少量使用者にウエイトを置くべきだということ、そうした場合にB案、C案は若干負担率が高くなる。そういうことを考えると値上げ率そのまま全てに掛け合わせたA案が一番理解されやすい。負担率を公平にということ考えるとA案が落ち着くと思う。

○前日も申し上げたように、水道は、生活用水に絶対必要なものである。そういう意味で家庭用と企業用は区別をして考えるべきだと考える。したがって、本来ならば家庭用が安くなるべきであると思うが、前回の審議会の話で約98%も13mmや20mmの小口径で家庭用と言われると仕方がない。ただ、13mmや20mmは家庭用のため一番厳しいと思うので、そのところを一律に値上げするというのはいかかなものか、できれば段階的にやるのか、あるいは実施時期をずらすのか、そういう形でやらざるを得ないのかなと思う。ある意味では一般家庭から見れば、値上げは仕方ないことと思う。

○大口使用者の立場で言うと、C案が一番望ましいと考えざるを得ないが、市の収入が安定することが大事なことだと思っており、日本水道協会の算定要領に基づくものなので、B案が良いと思う。

→問題はテナントの理解だが、普段、テナントと接している中で電気、ガス、水道の値上げは、受け入れてもらえる雰囲気なのか。(委員)

→営業の利益が関わってくるし、大口の水道使用のテナントもいるため、実際にはかなり厳しい。(委員)

○A案は全体の値上げ率が同じぐらいのため、事務局としても一番勧めている話だったが、基本料金の収入割合をB案の日本水道協会の算定要領に基づく望ましい数字に上げなくても大丈夫なのか。A案だと使用量によって収入が変わってくると思うので、これから単身世帯が多くなり、水量が減ってくると思う。そのため、基本料金の収入割合は上げた方がいいと思うが、事務局としてはどちらの方が良いと考えているのか。

→A案、B案、C案の優劣は基本的にない。考え方で違いであり、A案については上げ幅を均等に、全ての使用者に負担してもらうという考え方である。B案は日本水道協会の方で示している目指すべき数値だと考えている。C案は今、節水傾向にあるため基本水量1m³から料金設定していくという考え方である。どの案も優劣はないが、A案を勧める一つの原点は、新型コロナウイルスの影響、円安や物価高騰の影響が特定の方だけではなく、例えば、1人家庭の方も高齢者の方も子育て家庭も中小企業の方も大企業の方も、皆が受けているということで、一様に値上げした方が良いのではないかと、という考えにより、事務局としてはA案を勧めたという経緯である。(事務局)

○大口の立場から、前日もC案というお話をさせていただき、比較対象とならないところかもしれないが、電気やガスは大口の方が料金体系が安くなるので、水道は逆なのかなと思った。ただ、今後の鴻巣市ことを考えていくと最終的には基本料金を上げていくB案がいいと思う。B案は基本料金が上がるころだが、会社に持ち帰って水道料金が上がるという話をすると、大体二言目に出てくるのは、みんな節水します、と言っていた。そうなった時に基本料金が高い方が、収入の安定というところが望めるころを考慮するとB案がいいと思う。

○私は、環境経営コンサルティングの会社を経営しており、企業の環境経営の取り組みを見たり、また、指導したりしているが、ほとんどの企業は資源とエネルギーの有効活用に取り組んでいる。だが、ほとんどの企業に取り組んでいるのは、電気使用量の削減、重油やガソリンなどの燃料であり、水道水、水の使用量の削減に取り組んでいる会社は、10%ぐらいである。電気使用量の削減に取り組んだ企業は、ほとんど10%、20%はすぐ下がる。そういった点で、大企業が、例えば、A案の場合だと、2,000m³で料金が48万7,000円となり、8万9,000円上がるが、節水に取り組むと10%ぐらいはすぐ下がる。水の使用量を減らす取り組みをしているところは、化学メーカーの会社以外はあまりない。そういった点で、サステナブルな活動ということもあり、大企業がこの値上げを機に、水資源の有効活用に取り組んでもらうという意味からも、A案を推奨したいと思う。

○A案を勧めたいと思う。B案だと、鴻巣市は単身世帯が26%、2人世帯でも32%占めるということで、1人、2人ということは、簡単に住居地変更できると思う。市から転出してしまったら、それだけ収入減になると思う。そういうことを勘案した中でA案を勧めたいと思う。

○資料3の14ページの表で、一番右が先ほど245円の話で22.5%とあったが、真ん中の220円のところとその両隣の210円、235円もいわゆる端数処理の関係でこうなるのか。

→先ほどの説明の中で、一点誤りがあったというふうに話したところだが、委員から話があったとおりで、端数処理の都合で5円単位に上げたり下げたりする部分がある。例えば、31から40m³の220円のところは、現行料金が180円である。現行料金の180円に1.23倍すると221.4円が実際の生数字になるが、5円単位の220円に調整すると、若干1円、場合によって2円を切り上げ切り捨ててしまうと、23%ぴったりというよりは、22.2%となる。先ほどの245円のところも、実際には200円に、1.23倍すると246円になるが、5円単位に四捨五入で調整すると245円という数字になり、現行料金の200円と245円の差が45円なので、22.5%という数字となる。そのため、1回は現行料金に23%を掛けた数字を出した上で、それに対して5円単位になるように調整をした数字が

表の数字になる。ただし、確定した太字の数字を割り返すと、中には 22.2%や 23.7%など、四捨五入の都合でぴったり 23%になっていないというものが生じている。(事務局)

→この資料は公表するのか。(委員)

→会議録と合わせて資料は公表していく。(事務局)

→225 円や 250 円にした場合、上げ幅はどのくらいか。(委員)

→一律 23%という形で提案させていただいており、10 円単位にして上げたりすると、例えば、200 円のが 250 円なると 25%増になる。あるいは、下げると 23%が 20%という数字も出てきてしまう。こちらについては、基本的には一律 23%増をしつつ、10 円単位よりももっと小さい単位の 5 円単位で調整させていただいた結果、単価によっては 22.2%という数字も出てきている状況である。(事務局)

→公表するとなると、政策的にいいのかと疑問を持たれる方もいるし、結局パーセンテージで見に行くと思う。そのため、太字の数字を律儀に計算するというよりも、ここは 23%になるような、いわゆる生の数字で表記し、仮にこの太字のところを計算した人がいたとして、合わないのではないかと、と言われても、太字は 5 円単位で調整した見やすくしたもの、それと別にこのパーセンテージの時はもっと細かい数字で計算したことを説明すれば良い。表をパッと見た時に、途中だけすごく有利、わずか 1%であるが、多分シビアに見てしまう。先に 23%という数字を出しているため、23.いくつというような計算結果を書いた方がいいと思う。(委員)

→5 円単位にしている理由は何か。この場合、消費税抜きということは、消費税をかけると当然 1 円単位の端数が出てくると思われる。(委員)

→料金は、まずは 10 円単位ということで考えていた。10 円単位で揃えたりすると、委員が言ったとおり、改定率は 23%だが、影響が 20%、25%の人が出てくる。このため、なるべく実際の数字に近づけるために 5 円単位で刻もうというところで、数字的には 1 から 9 までであるわけだが、料金を単位で考える場合に、10 円、5 円単位で一つの単価として位置づけている。(事務局)

○そもそも、この料金改定は水道事業の安定的な経営という視点で考えると、一番料金を確実に貰えるのは B 案であり、使用量に関わらず料金をいただけるというのが、水道事業から見ると安定的な経営になるのかなと思う。

○B 案は、日本水道協会が基本料金の割合を 41.2%に高めることを推奨しており、確かに安定する。一般家庭で利用する人は、生活するために水道を止められないので工面して支払いを行う。そういう中で、家庭の人を中心にウエイトを置くべきだということと、今までの料金体系を踏襲した形での改定率になる A 案がベストかなと思う。

○B 案の基本料金を上げるのは、節水努力だとか、水をもっと大事にしようという人たちにとっては、努力のしがない。そういった点では、B 案の基本料金である程度の収入を抑えようというのは分かるが、A 案の方が、そういったところにも報いることができると思う。

→節水努力に報いることができるという趣旨か。(委員)

→はい。節水により水道事業として、売上が減るのは困るところだが。(委員)

	<p>○改定方針A案（基本料金、従量料金を一律 1.23 倍した場合の改定案）、B案（「水道料金算定要領」に基づき、基本料金の割合を高める案）、C案（基本水量を廃止する案）を決めるにあたり、参考意見として社会的選択理論のボルダール（集団の意思決定手法）で投票を行う。1 番妥当と思う案を 3 点、2 番目を 2 点、3 番目を 1 点として各々の委員が番号をつけ、集計する。その後、参考意見を踏まえ、多数決で決める。</p> <p>→ボルダール集計結果をとりまとめ、同点で 1 番目が A 案 22 点、B 案 22 点、3 番目が C 案 16 点という結果を報告する。（事務局）</p> <p>→参考意見として、水道事業は公共財であり、独占的な存在で、基本的な考え方としては、まちづくり、経済政策、社会政策、経営資源の有効活用、それから経費の節減、こういったことを総合的に判断して、水道料金を決めていくことが必要ではないかと考える。これについては、次回に答申案を出すので、その答申案の中で附帯意見として出すことは可能である。このため、審議会として一体どういうところに審議の重点を置いて、今後の政策について提言していくかということを議論したいと考える。（委員）</p> <p>→集計結果を踏まえて、多数決の結果（A 案 6 票、B 案 4 票）、A 案（基本料金、従量料金を一律 1.23 倍した場合の改定案）に決定した。（委員）</p> <p>【連絡事項】</p> <p>◆第 5 回鴻巣市上下水道事業運営審議会（水道事業）は、令和 6 年 10 月 2 日（水）午前 10 時 00 分から行うこととした。内容は「答申案の作成」について。</p>
配布資料	<p>資料 1 第 3 回審議会 公開用会議録</p> <p>資料 2 委員からの質問書</p> <p>資料 3 議題（1）料金体系等の検討について</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。